

# 重 要 事 項 説 明 書

社会福祉法人 局会

軽費老人ホーム 海老津園

## 軽費老人ホーム海老津園重要事項説明書

### 1、施設経営法人

- |          |                     |
|----------|---------------------|
| (1)法人名   | 社会福祉法人 局会           |
| (2)法人所在地 | 福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津708-3 |
| (3)電話番号  | 093-283-1288        |
| (4)代表者氏名 | 理事長 橋村 魁            |
| (5)設立年月日 | 昭和57年5月12日          |

### 2、ご利用施設

- |            |   |
|------------|---|
| (1)施設の種類   | 軽費老人ホームA型   |
| (2)施設の名称   | 軽費老人ホーム海老津園   |
| (3)施設の所在地  | 福岡県遠賀郡岡垣町大字海老津708-3   |
| (4)電話番号    | 093-283-1288  |
| (5)施設長氏名   | 橋村 泰貴   |
| (6)開設年月日   | 昭和58年5月1日   |
| (7)入所定員    | 50名   |
| (8)目的と運営方針 | 入居様が安心していきいきと明るい日常生活を送れるよう支援することを目的として、入居様が日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、入居者様に対し日常生活上必要なサービスを提供する。 |

### 3、居室の概要

#### (1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室（1人部屋）	50室	
食堂	1室	
談話室、娯楽室	2室	
相談室	1室	
浴室	2室	
洗濯室	2室	
静養室	1室	
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等を勘案して施設がその可否を判断します。また、ご契約者の心身の状況により、ご契約者、ご家族と協議の上、居室を変更する場合があります。

### 4、職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して日常生活支援サービスを提供する職員として、厚生労働省令「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」に則って、以下の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

職種	常勤	非常勤	備考
1、施設長	1		
2、生活相談員	1		
3、ケアパートナー	4		
4、事務員	1	1	
5、栄養士	1		
6、看護師	1		
7、医師		1	

## 5、当施設が提供するサービス

### (1)相談・助言等

- ・ 当施設は、ご契約者の入所時には、ご契約者の従来の生活の状況、家庭の状況、心身の健康状態等について把握し、入所後は、ご契約者の各種の生活相談に応ずると共に適切な助言に努めます。
- ・ 当施設は、常に、市町村及び在宅福祉サービス事業所等と十分な連携を図り、必要に応じて、その有効な利用について照会、手続き等の援助に努めます。

### (2)食事

- ・ 当施設では、栄養士による献立により、食事を1日3回提供します。  
提供時間 朝食8:30 昼食12:00 夕食17:00
- ・ 食事内容は、栄養並びにご契約者の健康状態及び嗜好等を考慮した選択メニューや季節感あふれる食事等の提供に努めます。

### (3)入浴

- ・ 当施設では、ご契約者には2日に1回入浴の機会を提供します。

### (4)外出の支援

- ・ 週1回、施設が指定する病院、買物の送迎バスを運行します。

### (5)ご家族との交流の支援

- ・ ご家族には、毎日9時～17時の間、いつでも当施設にてご契約者と面談していただけます。
- ・ ご来訪者は当施設の承諾を得て、当施設内に宿泊することができます。

### (6)趣味活動等の協力

- ・ ご契約者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事等を行う場合は、必要に応じて協力します。

### (7)緊急時の対応

- ・ ご契約者の急病若しくは災害時等の緊急避難を要する事態に対応できるよう、職員体制の整備と関係機関との連携に努めます。
- ・ 当施設内に設置してある非常通報装置や全館一斉放送の活用により、緊急時の連絡が速やかに行われるよう努めます。

### (8)夜間の管理体制

- ・ 宿直員による見回りを行います。

### (9)健康管理

- ・ 当施設では、ご契約者に定期的に健康診断を受ける機会を提供し、その記録の保存、健康の保持、疾病の予防に努めます。
- ・ 看護師による健康チェックを定期的に行います。

### (10)在宅サービスの利用

- ・ ご契約者が日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、併設するホームヘルプサービス事業、デイサービス事業等の在宅サービスを利用できるよう迅速な対応に努めます。
- ・ 疾病等により要介護状態になった場合は、特別養護老人ホーム等への入所及び医療機関並びにご家族との調整等の所要の対応を図ります。

## 6、サービス提供に当たって当施設が負う義務

当施設では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたり、次の事を守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- (2) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、定期的に避難及び救出その他必要な訓練を行います。
- (3) ご契約者へのサービス提供時に、ご契約者の病状の急変等が生じた場合には、速やかに医療機関へ連絡を行う等必要な処置を講じます。

## 7、利用料金について

- (1) 利用料は、ご契約者の前年度の収入に応じて変動するため、別に定める「軽費老人ホーム海老津園利用料等規程」に基づきます。
- (2) 利用料は、年度毎に行政による見直しが行われるため、ご契約者の前年度の収入が証明出来る書類（源泉徴収票、年金改定通知等）及びその金額が記載されている通帳等のコピーを提出していただきます。
- (3) 当施設が提供するサービスの内、一部の行事（旅行等）、クラブ活動の参加費用等に着いては、一部ご契約者負担となる場合があります。
- (4) 入院及び外泊等、当施設を留守にする期間が連続して10日間以上に亘るときは、食費を計算により返金します。
- (5) 利用料は、毎年4月1日を基準日とし、年度の途中で福岡県より利用料の変更がなされた場合は、当該年度の4月1日に遡って徴収します。

## 8、当施設利用に関する留意事項

当施設のご利用にあたっては、他の入居者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

- (1) 当施設の職員や他の入居者に対し、宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。
- (2) 施設内の喫煙スペース以外での喫煙はご遠慮ください。

## 9、個人情報保護について

- (1) 当施設では、平成15年法57「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が別に定める「個人情報保護に関する基本規則」に基づき、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報を適切に取扱います。
- (2) 下記の場合には、必要最小限度の範囲で、ご契約者及びそのご家族に関する個人情報を活用し、また、状況に応じて第三者に情報提供する場合があります。個人情報を活用または第三者に提供する場合には、緊急の医療上の必要性がある場合を除き、「個人情報保護に関する基本規則」に定める書式によって、ご契約者及びそのご家族の同意をいただきます。
  - ・ ご契約者に対する介護福祉サービスの提供を行うために必要な場合。
  - ・ ご契約者のために行う管理運営業務（入退所管理、会計、事故報告、介護、医療サービス等）を行うために必要な場合。
  - ・ 介護保険等に関する事務を行うにあたって、審査機関、保険者及び市町村に対して必要な個人情報を提供する場合。

- ・ ご契約者が医療機関を利用するにあたり、医師等に介護記録やケアプランを提供する場合。
- ・ 他の介護事業者及び医療機関との連携（サービス担当者会議等）、連絡調整のために必要な介護記録やケアプランを提供する場合。
- ・ 損害賠償保険等の請求のために保険会社等に相談する場合、または必要機関に届出る場合
- ・ 外部監査機関及び情報の公開機関から求められた場合。

## 10、苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ・ 苦情受付窓口 職名 生活相談員 担当者名 濱 美穂

TEL 093-283-1288

- ・ 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

### (2) 当施設における苦情の受付体制

- ア 苦情解決責任者 橋村 泰貴
- イ 苦情受付担当者 濱 美穂
- ウ 苦情受付第三者委員 石田 眞智子
- エ 苦情受付第三者委員 古海 佐和代

## 11、虐待の防止について

当施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。  
虐待防止に関する責任者 施設長 橋村 泰貴
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 職員が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 12、身体拘束について

当施設は、原則として入居者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、入居者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、入居者様・保証人様に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。また、当施設として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直に、身体拘束を行わなければ、入居者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、入居者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・入居者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

### 13、事故発生時の対応方法について

入居者様に事故が発生した場合は、県等、入居者様保証人様等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。また、入居者様に対する賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

### 14、ハラスメントの防止について

- (1) 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する当施設の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行います。
- (2) 当施設における適切なサービス提供を確保するため、入居者様、ご家族または保証人様等から、当施設のサービス従事者、その他関係者に対しての性的または優越的な関係を背景とした言動や、故意に暴力や暴言、その他著しく常識を逸脱する行為があった場合、また、業務上不必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることがあった場合はサービスのご利用を一時中止または廃止させていただきます場合があります。

### 15、業務継続計画の策定等

- (1) 感染症または災害等があった場合も、入居者様への当施設のサービスを継続的に実施するための計画や、もしくは早期の業務再開を図るための計画（「業務継続計画」）を策定し、実施します。
- (2) 当施設は、職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修および訓練を実施します。
- (3) 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて計画の変更を行います。

### 16、契約の終了について

- (1) 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続して当施設をご利用いただけますが、仮に下記の事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。
  - ア ご契約者の心身の状況から、当施設での生活が困難となった場合。
  - イ 施設の滅失や重大な毀損<sup>きそん</sup>により、ご契約者の当施設での生活が不可能となった場合。
  - ウ ご契約者が退所を申し出、又は契約を解除する場合。
  - エ 当施設が契約を解除する場合。
- (2) 契約期間中であっても、ご契約者から退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の30日前までに解約届出書をご提出下さい。

17、居室の明渡しについて

- (1) ご契約者の所有物は、全て引き取っていただきます。
- (2) 所有物の引き取り完了日を明渡しの日とします。

18、その他

この重要事項説明書は、契約書等の内容から重要と思われる部分を抜粋したものです。詳細については、契約書をご熟読下さい。

令和 年 月 日

「軽費老人ホーム海老津園」のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

軽費老人ホーム海老津園

説明者 職名 \_\_\_\_\_ 氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、施設から本書面による重要事項の説明を受け、軽費老人ホーム海老津園のサービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

連帯保証人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

# 軽費老人ホーム海老津園 利用料等規程

## (目的)

第1条 この規程は、軽費老人ホーム海老津園（以下園という）の利用料等について必要な事項を定めることを目的とする。

## (利用料)

第2条 園を利用するもの（以下利用者という）は、別紙利用者階層別利用料等規程（厚労省基準）に定める利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用者が、外泊或は入院によりその月に連続して10日間以上不在の場合は、その月の利用料の食費部分について、日割り計算により減額する。

## (支払期日)

第3条 利用料金は毎月10日までにその月分を支払わなければならない。

## (電気利用料)

第4条 利用者は毎月の電気使用料を翌月の10日迄に支払わなければならない。

- 2 電気使用料について1kW当たりの金額は別紙(2)の定めるところによる。

## (付 則)

この規程に定めるもののほか必要な事項についてはその都度理事長が定める。

この規程は公布の日から施行し昭和58年5月1日より適用する。

この規程は、平成17年4月1日より適用する。

この規程は、平成27年4月1日より適用する。

この規程は、令和2年4月1日より適用する。

この規程は、令和6年4月1日より適用する。

この規程は、令和6年8月1日より適用する。

# 利用者階層別利用料

軽費老人ホーム海老津園

対象収入による階層区分		利用料金(一人月額)		
		生活費	事務費	合計
1	1,500,000円以下	57,100	10,000	67,100
2	1,500,001円～1,600,000円	57,100	13,000	70,100
3	1,600,001円～1,700,000円	57,100	16,000	73,100
4	1,700,001円～1,800,000円	57,100	19,000	76,100
5	1,800,001円～1,900,000円	57,100	22,000	79,100
6	1,900,001円～2,000,000円	57,100	25,000	82,100
7	2,000,001円～2,100,000円	57,100	30,000	87,100
8	2,100,001円～2,200,000円	57,100	35,000	92,100
9	2,200,001円～2,300,000円	57,100	40,000	97,100
10	2,300,001円～2,400,000円	57,100	45,000	102,100
11	2,400,001円～2,500,000円	57,100	50,000	107,100
12	2,500,001円～2,600,000円	57,100	57,000	114,100
13	2,600,001円～2,700,000円	57,100	64,000	121,100
14	2,700,001円～2,800,000円	57,100	71,000	128,100
15	2,800,001円～2,900,000円	57,100	78,000	135,100
16	2,900,001円～3,000,000円	57,100	85,000	142,100
17	3,000,001円～3,100,000円	57,100	93,000	150,100
18	3,100,001円～3,200,000円	57,100	101,000	158,100
19	3,200,001円～3,300,000円	57,100	109,000	166,100
20	3,300,001円～3,400,000円	57,100	117,000	174,100
21	3,400,001円以上	57,100	全 額	

以上の他 11月から3月までは1人月額2,150円を冬季加算として利用料金に合算する。

利用料金は厚生省通達により、必要に応じて改定することがある。

## (2) 電気料金

電気使用料金 1kW当たり25円とする。

電気料金の値上げがあったときは、その都度使用料金を改定する。

※夫婦で入居する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれの対象収入とする。